

〔追 補〕

平成25年版 交通小六法

—— 改正速報 ——

「道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成25年政令第310号）、「道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成25年内閣府令第72号）等の公布に伴い、改正された道路交通法施行令（改正に係る部分）、道路交通法施行規則（改正に係る部分）等を登載しました。

大成出版社

第十九条の二第一項第三号の違反行為をし
た者であること。
三 自動車の運転者が
当該違反行為をし、
よつて交通事故を起
こして人を死亡させ、
又は傷つけたこと。

第二十六条の七 法第七十五条の二第一項の政令で定め
る基準は、次の表の上欄に掲げる違反行為が行われ
た場合において、自動車の使用者がその違反行為の区
分ごとに同表の中欄に掲げる指示を受けた後一年以内
における当該使用者の使用する当該指示に係る自動車
に係る違反行為の累積点数、当該違反行為及び当該
指示を受けた時から当該違反行為が行われた時までの
間における当該自動車についての当該違反行為と同一
の区分のその他の違反行為（その行為の都度、同表の
下欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに
限る。）のそれぞれについて別表第二の定めるところ
により付し基礎点数の合計をいう。次のこの条にお
いて同じ。）が、当該自動車の使用者のいう下欄の上
欄に掲げる前回の回数（区分に応じ、それぞれ同表の
下欄に定める点数以上の点数に該当することとなつた
ときは、当該自動車の次の表三の上欄に掲げる種類
に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間を超えない範
囲内の期間、当該自動車を運転し、又は運転させては
ならない旨を命ずることができるとする。）とする。

違反行為に対する指示	自動車の使用者
法第二十二條の法第二十二條の法第一百八十八條第一	罪

第二項に規定する最高速度違反による指示	第一項の規定	項第一号又は第二項の罪
法第五十八條の違反行為	法第五十八條の第一項に規定する過積載を指示する行為	法第六十六條の二第一項に規定する過渡運転による指示
法第六十六條の二第一項に規定する過渡運転による指示	法第六十六條の二第一項に規定する過渡運転による指示	法第六十六條の二第一項に規定する過渡運転による指示

表二・表三（略）

第三十五条 法第九十九條第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。
- イ 法第九十九條の二第四項第二号ロに該当する者
- ロ 法第九十九條の二第四項第三号ロに該当する者
- ハ 自動車等の運転に関し刑法（明治四十年法律第

四十五号）第二百八條の二の罪、同法第二百一十一條第二項の罪又は法に規定する罪（ロに掲げる罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

2・3 （略）

（仮運転免許の取消しの基準）

第三十九條の三 法第六十六條の二第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 二 （略）
 - 三 仮運転免許を受けた者が法第一百七七條、法第一百七七條の二第一号若しくは第三号、法第一百七七條の二の第二号、第三号若しくは第七号、法第一百七七條の三若しくは法第六十六條第六項から第九項までに係る部分に限る。若しくは第八号に係る違反行為（法第一百七十八條第一項第一号に係る違反行為）についてはならないこととされている最高速度を三十三キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第一百七十八條第一項第一号に係る違反行為があつては車両について法第五十七條第一項の規定により積載物の重量の制限として大型自動車、中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。）又は道路運送車両法第五十八條第一項若しくは自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条の規定に違反する行為をしたとき。
 - 四 （略）
- 2 （我が国同等の水準の運転免許制度を有する国又は

地域)

第三十九条の四 法第一百七条の二の政令で定める国又は地域は、次に掲げるとおりとする。

- 一 スイス連邦
- 二 スロベニア共和国
- 三 ドイツ連邦共和国
- 四 フランス共和国
- 五 ベルギー王国
- 六 モナコ公国
- 七 台湾

(アルコールの程度)

第四十四条の三 法第一百七条の二の二第三号の政令で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液一ミリリットルにつき〇・三ミリグラム又は呼気一リットルにつき〇・一五ミリグラムとする。

附 則 平成二五年一月二三日政令第三〇号)

(施行期日)

1 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十二月一日)から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。
- 4 この政令の施行前にした行為に対する道路交通法施行令別表第四の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)

違反行為の種類	点数
一般違反行為に付する基礎点数	
違反行為の種類	点数
無免許運転、酒気帯び運転(〇・二五以上、過労運転等又は共同危険行為等禁止違反)	二十五点
酒気帯び(〇・二五未満、速度超過(五十以上)等)	十九点
酒気帯び(〇・二五未満、速度超過(三十(高速四十)以上五十未満)等)	十六点
酒気帯び(〇・二五未満、速度超過(二十五以上三十(高速四十)未満)等)	十五点
酒気帯び(〇・二五未満、速度超過(二十五未満)等)	十四点
酒気帯び運転(〇・二五未満)	十三点
大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過(五十以上)	十二点
速度超過(三十(高速四十)以上五十未満)、積載物重量制限超過(大型等十割以上)、無車検運行又は無保険運行	六點
速度超過(二十五以上三十(高速四十)未満)、放置駐車違反(駐車禁止場所等)、積載物重量制限超過(大型等五割以上十割未満)、積載物重量制限超過(普通等十割以上)又は保管場所法違反(道路使用)	三點
警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行区分違反、歩行者用道路徐行違反、通行区分違反、歩行者側方安全間隔不保持等、速度超過(二十以上二十五未満)、急ブレーキ禁止違反、	二點

法定横断等禁止違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、路面踏切立入り、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、横断歩行者妨害等、徐行場所違反(駐車禁止場所等)、放置駐車違反(駐車禁止場所等)、積載物重量制限超過(大型等五割未満、積載物重量制限超過(普通等五割以上十割未満)、整備不良(制動装置等)、安全運転義務違反、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反、騒音運転等、携帯電話使用等交通の危険、消音器不備、大型自動車二輪車等乗車方法違反、高速自動車国道等措置命令違反、本線車道横断等禁止違反、高速自動車国道等運転者遵守事項違反、免許条件違反、番号標表示義務違反又は保管場所法違反(長時間駐車)

混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過(二十未満)、道路外出入折方法違反、道路外出入折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車違反、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、駐車禁止場所等、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、

警告器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反
 定員外乗車、積載物重量制限超過(普通
 等五割未満、積載物大きき制限超過)、積
 載方法制限超過、制限外許可条件違反、
 牽引違反、原付牽引違反、整備不良(尾
 灯等)、転落等防止措置義務違反、転落積
 載物等危険防止措置義務違反、安全不確
 認ドア開放等、停止措置義務違反、初心
 運転者等保護義務違反、携帯電話使用等
 (保持)、座席ベルト装着義務違反、幼児
 用補助装置使用義務違反、乗車用(ヘルメ
 ット)着用義務違反、初心運転者標識表示
 義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反、
 最低速度違反、本線車道通行妨害、本
 線車道緊急車妨害、本線車道出入方法違
 反、牽引自動車本線車道通行帯違反、故
 障車両表示義務違反又は仮免許練習標識
 表示義務違反

二 特定違反行為に付する基礎点数 (略)

三 違反行為に付する付加点数(交通事故の場合) (略)

備考

- 一 違反行為に付する点数は、次に定めるところに
 よる。
- 1 一の表又は二の表の上欄に掲げる違反行為の
 種別に応じ、これらの表の下欄に掲げる点数と
 する。この場合において、同時に二以上の種別
 の違反行為に当たるときは、これらの違反行為
 の点数のうち最も高い点数(同じ点数のときは、
 その点数)によるものとする。
- 2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起し
 た場合(二の13から122までに規定する行為をし
 た場合を除く。)には、次に定めるところによ

道路交通法施行令

- る。
- (イ) 1による点数に、三の表の区分に応じ同表
 の中欄又は下欄に掲げる点数を加えた点数と
 する。ただし、当該交通事故が建造物以外の
 物の損壊のみに係るものであるときは、1に
 よる点数とする。
- (ロ) 法第六十七条の五第一号の罪に当たる行為
 をしたときは、(イ)による点数に、五点を加え
 た点数とする。
- 3 二の113から122までに規定する行為をした場合
 において、法第六十七条の五第一号の罪に当た
 る行為をしたときは、1による点数に、五点を
 加えた点数とする。
- 二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味
 は、それぞれ次に定めるところによる。
- 1 「無免許運転」とは、法第六十四条第一項の
 規定に違反する行為をいう。
- 2 「酒気帯び運転(〇・二五以上)」とは、法
 第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち
 身体に血液ミリリットルにつき〇・五ミリグ
 ラム以上又は呼気ミリットルにつき〇・二五ミ
 リグラム以上アルコールを保有する状態で運
 転する行為をいう。
- 3 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に
 違反する行為(24に規定する行為を除く。)を
 いう。
- 4 「共同危険行為等禁止違反」とは、法第六十
 八条の規定に違反する行為をいう。
- 5 「酒気帯び(〇・二五未満、速度超過(五十
 以上)等)」とは、身体に第四十四条の三に定め
 る程度以上のアルコールを保有する状態(2に
 規定する状態を除く。)で運転している場合に

- おける10から12までに規定する行為をいう。
- 6 「酒気帯び(〇・二五未満、速度超過(三十
 以上)等)」とは、身体に第四十四条の三に規
 定する状態で運転している場合における13から
 16までに規定する行為をいう。
- 7 「酒気帯び(〇・二五未満、速度超過(二十
 以上)等)」とは、身体に第四十四条の三に規
 定する状態で運転している場合における17、
 19又は20に規定する行為をいう。
- 8 「酒気帯び(〇・二五未満、速度超過(二十
 以上)等)」とは、5に規定する状態で運転し
 ている場合における22から42まで、44から58ま
 で又は60から112までに規定する行為をいう。
- 9 「酒気帯び運転(〇・二五未満)」とは、法
 第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち
 5に規定する状態で運転する行為(5から8ま
 でに規定する行為を除く。)をいう。
- 10 「大型自動車等無資格運転」とは、法第八十
 五条第五項から第九項までの規定に違反する行
 為をいう。
- 11 「仮免許運転違反」とは、法第八十七条第二
 項後段の規定に違反する行為をいう。
- 12 「速度超過(五十以上)」とは、法第二十二
 条の規定によりこれを超える速度で進行しては
 ならないこととされたいる最高速度を超える速
 度で運転する行為(以下「速度超過」という。
 のうち、その超える速度が五十キロメートル毎
 時以上のものをいう。
- 13 「速度超過(二十(高速四十)以上五十未満)
 」とは、速度超過のうち、その超える速度が三十
 キロメートル毎時(高速自動車国道等)において
 は四十キロメートル毎時、以上五十キロメートル

- ル毎時未滿のものを用い。
- 14 「積載物重量制限超過（大型等十割以上）」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして運転する行為（以下「積載物重量制限超過」という。）のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のもの（大型自動車等（法別表第二に規定する大型自動車等をいう。以下同じ。）を運転する場合におけるものに限る。）をいう。
- 15 「無車検運行」とは、道路運送車両法第五十八条第一項の規定に違反する行為をいう。
- 16 「無保険運行」とは、自動車損害賠償保障法第五条の規定に違反する行為をいう。
- 17 「速度超過（二十五以上三十（高速四十）未滿）」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十五キロメートル毎時以上三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）未滿のものをいう。
- 18 「放置駐車違反（未停車禁止場所等）」とは、法第四十四条、第四十九条の第三項、第四十九條の四又は第七十五条の八第三項の規定の違反となるような行為（法第四十九条の第三項の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所（指定駐停車場所を除く。）における行為に限り、法第四十九条の四の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所における行為という。）のうち、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（以下「放置行為」という。）に該当するもの又はその置行為をした場合において放置行為をしたときのものをいう。
- 19 「積載物重量制限超過（大型等五割以上十割未滿）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未滿のもの（大型自動車等を運転する場合におけるものに限る。）をいう。
- 20 「積載物重量制限超過（普通等十割以上）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のもの（14に規定する行為を除く。）をいう。
- 21 「保管場所法違反（道路使用）」とは、自動車法の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第十一条第一項の規定に違反する行為をいう。
- 22 「警察官現場指示違反区」とは、法第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示に従わない行為をいう。
- 23 「警察官通行禁止制限違反区」とは、法第六条第四項の規定による警察官の禁止又は制限に従わない行為をいう。
- 24 「信号無視」とは、法第七条の規定の違反となるような行為をいう。
- 25 「通行禁止違反」とは、法第八条第一項の規定の違反となるような行為をいう。
- 26 「歩行者用道路徐行違反」とは、法第九条の規定の違反となるような行為をいう。
- 27 「通行区分違反」とは、法第十七条第一項から第四項まで又は第六項の規定の違反となるような行為をいう。
- 28 「歩行者側方安全間隔不保持等」とは、法第十八条第二項の規定の違反となるような行為をいう。
- 29 「速度超過（二十以上二十五未滿）」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十キロメートル毎時以上二十五キロメートル毎時未滿のものをいう。
- 30 「急ブレーキ禁止違反」とは、法第二十四条の規定に違反する行為をいう。
- 31 「法定横断等禁止違反」とは、法第二十五条の第二項の規定の違反となるような行為をいう。
- 32 「高速自動車国道等車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為（高速自動車国道等におけるものに限る。）をいう。
- 33 「追越し違反」とは、法第二十八条から第三十条までの規定の違反となるような行為をいう。
- 34 「路面電車後方不停止」とは、法第三十一条の規定の違反となるような行為をいう。
- 35 「踏切不停止等」とは、法第三十二条第一項の規定の違反となるような行為をいう。
- 36 「しや断踏切立入り」とは、法第三十三条第二項の規定の違反となるような行為をいう。
- 37 「優先道路通行車妨害等」とは、法第三十六条第二項又は第三項の規定の違反となるような行為をいう。
- 38 「交差点安全進行義務違反」とは、法第三十六条第四項の規定の違反となるような行為をいう。
- 39 「横断歩行者等妨害等」とは、法第三十八条又は第三十八条の二の規定の違反となるような行為をいう。
- 40 「徐行場所違反」とは、法第四十二条の規定の違反となるような行為をいう。

- 41 「指定場所一時不停止等」とは、法第四十三条の規定の違反となるような行為をいう。
- 42 「駐停車違反」とは、駐停車禁止場所等において、駐停車禁止場所等違反行為のうち、18に規定する行為以外のものをいう。
- 43 「放置駐停車違反(駐停車禁止場所等)」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七條第二項若しくは第三項、第四十八條、第四十九條の三第二項又は第四十九條の四の規定の違反となつた行為のうち、法第四十九條の四の規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。のうち、その行為が放置行為に該当するときの又はその行為をした場合に於いて放置行為をしたときのものをいう。
- 44 「積載物重量制限超過(大型等五割未満)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの(大型自動車等を運転する場合におけるものに限る)をいう。
- 45 「積載物重量制限超過(普通等五割以上十割未満)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの(19に規定する行為を除く)をいう。
- 46 「整備不良(制動装置等)」とは、法第六十二条の規定に違反する行為(制動装置、かじ取装置、走行装置又は騒音防止装置に係るものに限る)をいう。
- 47 「安全運転義務違反」とは、法第七十条の規定に違反する行為をいう。
- 48 「幼児等通行妨害」とは、法第七十一条第二号又は第二号の三の規定に違反する行為をいう。
- 49 「安全地帯帯行違反」とは、法第七十一条第三号の規定に違反する行為をいう。
- 50 「騒音運転等」とは、法第七十一条第五号の三の規定に違反する行為をいう。
- 51 「携帯電話使用等(交通の危険)」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為(同号の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた場合に限る)をいう。
- 52 「消音器不備」とは、法第七十一条の規定に違反する行為をいう。
- 53 「大型自動車・軽自動車等乗車方法違反」とは、法第七十一条の四第三項から第六項までの規定に違反する行為をいう。
- 54 「高速自動車国道等措置命令違反」とは、法第七十五条の三の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わない行為をいう。
- 55 「本線車道横断等禁止違反」とは、法第七十五条の五の規定の違反となるような行為をいう。
- 56 「高速自動車国道等運転者遵守事項違反」とは、法第七十五条の十の規定に違反する行為(本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線において当該自動車を運転することができなくなつた場合又は当該自動車に積載している物を当該高速自動車国道等に転落させ、若しくは飛散させた場合に限る)をいう。
- 57 「免許条件違反」とは、法第九十一条の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は法第七十条の四第三項の規定による公安委員会の命令に違反して運転する行為をいう。
- 58 「番号標表示義務違反」とは、道路運送車両法第十九条又は第七十三条第一項(同法第九十七条の二第二項において準用する場合を含む)の規定に違反する行為をいう。
- 59 「保管場所法違反(長時間駐車)」とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律第二十一条の規定に違反する行為をいう。
- 60 「混雑緩和措置命令違反」とは、法第六十二条の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わない行為をいう。
- 61 「通行許可条件違反」とは、法第八十五条第五項の規定により警察署長が付した条件に違反する行為をいう。
- 62 「通行帯違反」とは、法第二十條の規定の違反となるような行為をいう。
- 63 「路線バス等優先通行帯違反」とは、法第二十条の二第一項の規定の違反となるような行為をいう。
- 64 「軌道敷内違反」とは、法第二十一条の規定の違反となるような行為をいう。
- 65 「速度超過(二十未満)」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十キロメートル毎時未満のものをいう。
- 66 「道路外右左折方法違反」とは、法第二十五条第一項又は第二項の規定の違反となるような行為をいう。
- 67 「道路外右左折合図車妨害」とは、法第二十五条第三項の規定の違反となるような行為をいう。

- 68 「指定横断等禁止違反」とは、法第二十五条の二第二項の規定の違反となるような行為をいう。
- 69 「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為(32に規定する行為を除く。)をいう。
- 70 「進路変更禁止違反」とは、法第二十六条の二第二項又は第三項の規定の違反となるような行為をいう。
- 71 「追い付かれた車両の義務違反」とは、法第二十七条の規定の違反となるような行為をいう。
- 72 「乗合自動車発進妨害」とは、法第三十一条の二の規定の違反となるような行為をいう。
- 73 「割込み等」とは、法第三十二条の規定の違反となるような行為をいう。
- 74 「交差点右折方法違反」とは、法第三十四条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定の違反となるような行為をいう。
- 75 「交差点右折等合図車妨害」とは、法第三十四条第六項(法第三十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定の違反となるような行為をいう。
- 76 「指定通行区分違反」とは、法第三十五条第一項の規定の違反となるような行為をいう。
- 77 「交差点優先車妨害」とは、法第三十六条第一項又は第二十七条の規定の違反となるような行為をいう。
- 78 「緊急車妨害等」とは、法第四十条又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の規定の違反となるような行為をいう。
- 79 「駐停車違反・駐車禁止場所等」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条の三第四項から第五段までの規定の違反となるような行為(法第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。)のうち、43に規定する行為以外のものをいう。
- 80 「交差点等進路禁止違反」とは、法第五十条の規定の違反となるような行為をいう。
- 81 「無灯火」とは、法第五十一条第一項の規定の違反となるような行為をいう。
- 82 「減光等義務違反」とは、法第五十二条第二項の規定に違反する行為をいう。
- 83 「合図不履行」とは、法第五十三条第一項の規定に違反する行為をいう。
- 84 「合図制限違反」とは、法第五十三条第三項の規定に違反する行為をいう。
- 85 「警告器吹鳴義務違反」とは、法第五十四条第一項の規定に違反する行為をいう。
- 86 「乗車積載方法違反」とは、法第五十五条第一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。
- 87 「定員外乗車」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して乗車させて運転する行為をいう。
- 88 「積載物重量制限超過(普通等五割未満)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの(44に規定する行為を除く。)をいう。
- 89 「積載物大きき制限超過」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して積載物の大ききの制限を超える積載をして運転する行為をいう。
- 90 「積載方法制限超過」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して積載物の積載の方法の制限を超える積載をして運転する行為をいう。
- 91 「制限外許可条件違反」とは、法第五十八条第三項の規定により警察長が付した条件に違反する行為をいう。
- 92 「牽引違反」とは、法第五十九条第一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。
- 93 「原付牽引違反」とは、法第六十条の規定に基づく公安委員会の定めに従反する行為をいう。
- 94 「整備不良(尾灯等)」とは、法第六十二条の規定に違反する行為(46に規定する行為を除く。)をいう。
- 95 「転落等防止措置義務違反」とは、法第七十一条第四号の規定に違反する行為をいう。
- 96 「転落積載物等危険防止措置義務違反」とは、法第七十一条第四号の二の規定に違反する行為をいう。
- 97 「安全不確認ドア開放等」とは、法第七十一条第四号の三の規定に違反する行為をいう。
- 98 「停止措置義務違反」とは、法第七十一条第五号の規定に違反する行為をいう。
- 99 「初心運転者等保護義務違反」とは、法第七十一条第五号の四の規定に違反する行為をいう。
- 100 「携帯電話使用等(保持)」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為(51に規定する場合を

101 「座席ベルト装着義務違反」とは、法第七十一条第三項の規定に違反する行為又は同条第一項の規定に違反する行為（座席ベルトを装着しない者を運転者席の横の乗車装置以外の乗車装置に乗車させて自動車運転する行為については、高速自動車国道等におけるものに限る。）をいう。

102 「幼児用補助装置使用義務違反」とは、法第七十一条第三項の規定に違反する行為をいう。

103 「乗車用ヘルメット着用義務違反」とは、法第七十一条第四項又は第二項の規定に違反する行為をいう。

104 「初運転者標識表示義務違反」とは、法第七十一条第五項の規定に違反する行為をいう。

105 「聴覚障害者標識表示義務違反」とは、法第七十一条第六項の規定に違反する行為をいう。

106 「最低速度違反」とは、法第七十五条の四の規定の違反となるような行為をいう。

107 「本線車道通行車妨害」とは、法第七十五条の六第一項の規定の違反となるような行為をいう。

108 「本線車道緊急車妨害」とは、法第七十五条の六第二項の規定の違反となるような行為をいう。

109 「本線車道出入方法違反」とは、法第七十五条の七の規定の違反となるような行為をいう。

110 「牽引自動車本線車道通行帯違反」とは、法第七十五条の八の二第二項から第四項までの

規定の違反となるような行為をいう。

111 「故障車両表示義務違反」とは、法第七十五条の十一第二項の規定に違反する行為をいう。

112 「仮免許練習標識表示義務違反」とは、法第八十七条第三項の規定に違反する行為をいう。

113 「運転者人等」とは、自動車等の運転により人を死亡させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の傷害に係るものを含む。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が死亡した場合は、当該行為によつて人が死亡した場をいう）をいう。

114 「危険運転致死」とは、人の死亡に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。以下この表において同じ。）をいう。

115 「治療期間三月以上又は後遺障害」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。17及び19において同じ。）のうち、負傷者の治療期間（負傷の治療に要する期間）、負傷者の数が二人以上ある場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間をいう。以下同じ。）が三月以上であるも又は負傷者（後遺障害）負傷が治つたとき、その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のものをいう。以下同じ。）が存するものをいう。

116 「危険運転致傷（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、人の傷害（治療期間が三月以上

であるも又は後遺障害が存するものに限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

117 「運転者傷等（治療期間三十日以上）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるものうち、負傷者の治療期間が三十日以上三月未満であるもの（負傷者に後遺障害が存するものを除く。）をいう。

118 「危険運転致傷（治療期間三十日以上）」とは、人の傷害（治療期間が三十日以上三月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）に限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

119 「運転者傷等（治療期間十五日以上）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるものうち、負傷者の治療期間が十五日以上三十日未満であるもの（負傷者に後遺障害が存するものを除く。）をいう。

120 「危険運転致傷（治療期間十五日以上）」とは、人の傷害（治療期間が十五日以上三十日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）に限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

121 「運転者傷等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、117及び119に規定する行為以外のものをいう。

122 「危険運転致傷（治療期間十五日未満）」とは、人の傷害（治療期間が十五日未満であるも

の（後遺障害が存するものを除く。）に限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

123 「酒酔い運転」とは、法第百七条の二第一号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

124 「麻薬等運転」とは、法第百七条の二第三号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

125 「救護義務違反」とは、法第百七条の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

別表第四（第三十三条の二、第三十三条の七、第三十七条の八、第三十八条、第三十九条の三関係）

一・二（略）

三 重大違反等（別表第一の一の表に定める点数が十五点から十九点までである一般違反行為に係るもの、人の死亡に係る道路外致死傷（別表第五第一号に掲げるものを除く。）又は人の傷害に係る道路外致死傷（治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。）で専ら当該行為をした者の不注意によるもの）

別表第六（第四十五条関係）

（表 略）

備考

一（略）

二 この表の反則行為の種類欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1、6（略）

7 「放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」とは、別表第二の備考の二の18に規定する行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

8（略）

9 「放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」とは、別表第二の備考の二の43に規定する行為のうち、8に規定する行為以外のものをいう。

10・11（略）

12 「駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」とは、別表第二の備考の二の42に規定する行為のうち、10に規定する行為以外のものをいう。

13（略）

14 「駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」とは、別表第二の備考の二の79に規定する行為のうち、13に規定する行為以外のものをいう。

15、22（略）

三（略）

○道路交通法施行規則

(昭和三十三年十二月三日)
昭理府令第六十号

改正 平成二十五年一月三日内閣府令第七二号

注 道路交通法施行規則は、平成二十五年内閣府令第七二号により改正、平成二十五年一月一日から施行。(改正に係る部分を取録)

(安全運転管理者等の要件)

第九条の九 法第七十四条の第三項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 自動車の運転の管理に関し二年(自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を修了した者)については、一年)以上実務の経験を有する者又は自動車の運転の管理に関しこれらの者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ 法第七十四条の第三項の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過していない者

ロ 法第七十七条、法第七十七条の二、法第七十七条の三の二、第七号及び第十一号を除く。、法第七十七号の三の二、法第七十八号第一項第四号若しくは第七号、法第九十九条第一項第十一号若しくは第十二号又は法第九十九条の第二項第三号の違反行為をした日から二年を経過していない者

2 (免許申請書)
第十七条 (略)

道路交通法施行規則

2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付(提示)し、第五号又は第八号に掲げるものについては、第三号、第五号又は第八号に掲げるもの

一 運転免許(以下「免許」という。)を受けようとする者(以下「免許申請者」という。))が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合にあつては、住民票の写し(同法第七十条第五項に規定する外国人にあつては、同法第二十一条の四十五に規定する国籍等(以下「国籍等」という。))を記載したものに

限る。第二十条第一項第二号及び第三十五条第一号において同じ。

二 免許申請者が東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移動に係る措置に関する法律(平成二十三年法律第九十八号)第二条第三項に規定する避難住民である場合にあつては、同条第三

項に規定する指定市町村の長が発行する同法第四

条第一項の避難場所を証明する書類

三 免許申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあつては、旅券等

四 免許申請者が法第八十九条の規定によりその住所を管轄する公安委員会以外の公安委員会の

仮運転免許(以下「仮免許」という。))を受けようとする者である場合にあつては、その者が現に法第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習

所において自動車の運転に関する教習を受けている者であることを証明する書類

五 免許申請者が令第三十二条の七の規定に該当する者である場合にあつては、当該規定に該当する者である

ことを証明する書類

六 免許申請者が令第三十四条第一項又は第二項の規定に該当する者である場合にあつては、当該規定に

該当する者であることを証明する書類

七 免許申請者が令第三十四条第三項各号又は同条第四項各号に該当する者である場合にあつては、それ

れ当該各号に該当することを証明する書類

八 健康保険の被保険者証、住民基本台帳法第三十条

の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード、旅券その他の書類で当該免許申請者が本人であること

を確認するに足りるもの(前各号に掲げる書類であつてこの項の規定により添付し又は提示するものを除く。)

九 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ

二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「申請写真」という。)

3 免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者であるときは、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。

この場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる書類を添付し又は同項第三号及び第八号に掲げる書類を提示することを要しない。

附則(平成二十五年一月三日内閣府令第七二

号)

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一号第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十二月一日)から施行する。

○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令

(平成十四年二月六日
政令第二十六号)

改正 平成十五年一月一日三日政令第三二〇号

注 本政令は、平成十五年政令第三二〇号により改正、平成十五年二月一日から施行。(改正に係る部分を収録)

(道路交通法施行令の規定の説替え適用)

第四條 自動車運転代行業者についての道路交通法施行令(昭和三十一年政令第二百七十号)の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える字句	読み替える字句
第二十六條第六号	自動車(運転代行業者等(運転代行業法第二條第二項に規定する自動車運転代行業者(以下単に「自動車運転代行業者」という。)又は運転代行業法第三條第七号
第二十六條第六号以外の部分	自動車(運転代行業者等(運転代行業法第二條第二項に規定する自動車運転代行業者(以下単に「自動車運転代行業者」という。)又は運転代行業法第三條第七号

使用者(安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車運転を直接管理する地位にある者を含む。以下この条において「使用者等」という。)が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者	使用者(安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車運転を直接管理する地位にある者を含む。以下この条において「使用者等」という。)が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者
に規定する安全運転管理者等(以下この条において同じ。)が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により運転代行業法第二條第一項に規定する自動車運転代行業(以下単に「自動車運転代行業」という。)の用に供される自動車(運転者	に規定する安全運転管理者等(以下この条において同じ。)が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により運転代行業法第二條第一項に規定する自動車運転代行業(以下単に「自動車運転代行業」という。)の用に供される自動車(運転者

自動車の使用	は、法第百十八條第一項第七号の違反行為に限る。)
法第百七條	運転代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第百七條の二の第四号
法第百七條	運転代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第百七條の二の第五号
法第百七條	運転代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第百七條の二の二第八号
法第百七條	運転代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第百七條の二の二第九号
法第百七條	運転代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第百七條の二の二第十号
法第百十八條	運転代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第百十八條第一項第四号
法第百十五條	運転代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第百十五條第一項第五号

第九條の 九項	法第七十四條の 第三項	九條の二第一項第三号
	法第七十四條の 第二項	九條の二第一項第三号
第十條	法第七十四條の 第三項	九條の二第一項第三号
	法第七十四條の 第二項	九條の二第一項第三号
第十一條	法第七十四條の 第三項	九條の二第一項第三号
	法第七十四條の 第二項	九條の二第一項第三号
第十二條	法第七十四條の 第三項	九條の二第一項第三号
	法第七十四條の 第二項	九條の二第一項第三号
第十三條	法第七十四條の 第三項	九條の二第一項第三号
	法第七十四條の 第二項	九條の二第一項第三号
第十四條	法第七十五條第 九項	九條の二第一項第三号
	法第七十五條第 八項	九條の二第一項第三号

第九條の 十項	法第七十五條第 九項	五條第九項
	法第七十五條第 八項	五條第九項
第十條	法第七十五條第 九項	五條第九項
	法第七十五條第 八項	五條第九項
第十一條	法第七十五條第 九項	五條第九項
	法第七十五條第 八項	五條第九項
第十二條	法第七十五條第 九項	五條第九項
	法第七十五條第 八項	五條第九項
第十三條	法第七十五條第 九項	五條第九項
	法第七十五條第 八項	五條第九項
第十四條	法第七十五條第 九項	五條第九項
	法第七十五條第 八項	五條第九項

附則（平成二五年一月二三日内閣府令第七二
号）
この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第
一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二五年十二
月一日）から施行する。

○指定講習機関に関する規則

(平成二年五月十六日)
国家公安委員会規則第一号)

改正 平成五年二月一日 国家公安委員会規則第一四号

注 本規則は、平成五年国家公安委員会規則第一四号により改正、平成五年二月一日から施行。(改正に係る部分を収録)

(運転適性指導員)

第五条 法第八十条の四第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- 一・二 (略)
- 三 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 運転適性指導員について不正な行為をしたため運転適性指導員の職を解任された日から起算して二年を経過していない者
 - ロ 法第七十七条の二の第二十一号又は法第七十七条の五第三号(法第八十条の七第一項に係る部分に限る。)の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者

四・五 (略)

附 則 (平成五年二月一日 国家公安委員会規則第一四号)

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一号第一号に掲げる規定の施行の日(平成十五年十二月一日)から施行する。

○届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則

(平成六年二月二十五日)
国家公安委員会規則第一号)

改正 平成五年一月一日 国家公安委員会規則第一四号

注 本規則は、平成五年国家公安委員会規則第一四号により改正、平成五年二月一日から施行。(改正に係る部分を収録)

(指定の基準等)

2 令第三十三条の六第一項第一号ハの規定による指定の基準(大型自動車免許(以下「大型免許」という。))に係る教習の課程(以下「教習課程(大型)」という。))に係るものに限る。は、次に掲げるとおりとする。

- 一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの(大型自動車を運転することができ、免許(仮運転免許を除く)を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。))に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。)により行われるものであること。
- イ 大型免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者
- ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者(大型免許に係る者に限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程(自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定す

るものをいう。以下同じ。で大型免許に係るものを修了した者であつて、次のいずれにも該当しないもの

(1) 二十一歳未満の者

(2) 過去三年以内に法第九十九条の第五項に規定する卒業証明書若しくは修了証明書又は第五条に規定する終了証明書の発行に關し不正な行為をした者

(3) 法第一百七条の二の第二十一号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

(4) 自動車及び原動機付自転車の運転に關し刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条の二若しくは第一百十一条第二項の罪又は法に規定する罪、法第一百七条の二の第二十一号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

(5) 法第九十九条の三第五項において準用する法第九十九条の二第五項第二号又は第三号に該當して法第九十九条の三第五項において準用する法第九十九条の二第五項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

二・三 (略)
3、9

附則(平成二十五年一月三日国家公安委員会規則第一四号)

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十二月一日)から施行する。

○運転免許取得者教育の認定に 関する規則

(平成十二年一月二十六日
国家公安委員会規則第四号)

改正 平成二十五年一月三日 国家公安委員会規則第一四号

注 本規則は、平成二十五年国家公安委員会規則第一四号により改正、平成二十五年二月一日から施行。(改正に係る部分を収録)

(運転免許取得者教育指導員)

第二条 法第八十条の三第二項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であつて、教習指導員資格者証の交付を受けたもの(当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車の種類(原動機付自転車)における場合にあつては、大型自動二輪車等。以下同じ)に係るものに限る。又は次の各号のいずれにも該当するものであり、かつ、当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車又は原動機付自転車(以下「自動車等」という)を運転することができ、運転免許(仮運転免許を除く。以下「免許」という)を現に受けているもの(免許の効力を停止されているものを除く。以下「運転免許取得者教育指導員」という)とする。

一 (略)

二 次のいずれにも該当しない者

イ 二十一歳未満の者

ロ 法第一百七条の二の第二十一号の罪を犯し罰金

以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ハ 自動車等の運転に關し刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条の二若しくは第二百八条の二第二項の罪又は法に規定する罪、法第一百七条の二の第二十一号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

附則(平成二十五年一月三日国家公安委員会規則第一四号)

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十二月一日)から施行する。

○運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則

(平成十四年四月二十六日)
国家公安委員会規則第十四号

改正 平成二十五年一月二三日 国家公安委員会規則第一四号

注 本規則は、平成二十五年国家公安委員会規則第一四号により改正、平成二十五年二月一日から施行。(改正に係る部分を収録)

(身体の障害の程度)

第一条 道路交通法施行令別表第二の三の表及び別表第二の備考の二の115の国家公安委員会規則で定める身体の障害の程度(次条において単に「身体の障害の程度」という。)は、次条に規定する場合を除き、自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)別表第一又は別表第二に該当する後遺障害(以下「自賠法後遺障害」という。)であつて、当該自賠法後遺障害についてこれらの表が保険金額として定める金額が同令第二条第一項第三号イに定める金額以上となる場合における障害の程度とする。

附 則 (平成二十五年一月二三日 国家公安委員会規則第一四号)

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十二月二日)から施行する。

○交通の方法に関する教則

(昭和53年10月30日)
国家公安委員会告示第3号)

改正 平成25年11月13日国家公安委員会告示第41号

注 交通の方法に関する教則は、平成25年国家公安委員会告示第41号により改正、平成25年12月1日から施行。(改正に係る部分を収録。)

第3章 自転車に乗る人の心得

自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。自転車に乗るときは、特にこの章に書かれている事柄に注意しましょう。

第1節 自転車の正しい乗り方

1 自転車に乗るに当たつての心得

(1)～(7) [略]

(8) 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させましょう。

(9) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。

(10) 自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険等に加入するようにしましょう。

2～4 [略]

第2節 安全な通行

1 自転車の通るところ

(1)・(2) [略]

(3) 自転車は、道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通ることができます。しかし、歩行者の通行に大きな妨げとなるところや、白の二本線の標示(付表3(2)11)のあるところは通れません。

(4)・(5) [略]

2・3 [略]

4 歩行者などに対する注意

(1)～(5) [略]

(6) 自転車を駐車するときは、歩行者や車の通行の妨げにならないようにしなければなりません。また、点字ブロックの上や近くには駐車ないようにしましょう。

近くに自転車駐車場がある場合は、自転車をそこに置くようにしましょう。

第8章 二輪車の運転の方法

この章は、二輪車を運転する人に特に知っていただきたい運転の方法を掲げていますので、運転する前の心得や一般的な運転の方法などについては、自動車のところ(第4章～第7章)を参照して下さい。なお二輪車とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車のことをいいます。

第1節 二輪車の運転者の心得

二輪車は、体で安定を保ちながら走り、停止すれば安定を失うという構造上の特性を持つているため、四輪車とは違った運転技術が必要とします。また、二輪車の動きが四輪車からは見えないことがあるので、周りの交通の動きについて一層の注意が必要となります。手軽な乗り物であると気を許さないで、常に慎重に運転しましょう。

1・2 [略]

3 服装など

二輪車に乗るときは、体の露出がなるべく少なくなるような服装をし、できるだけプロテクターを着用しましょう。大型自動二輪車や普通自動二輪車の同乗者についても同様です。また、ほかの運転者から見て、よく目に付きやすいものを着用するようにしましょう。夜間は、反射性の衣服又は反射材の付いた乗車用ヘルメットを着用するようにしましょう。

4 〔略〕

第2節～第6節 〔略〕

附 則 〔平成25年11月13日国家公安委員会告示第14号〕

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成25年12月1日）から施行する。

○交通安全教育指針

(平成10年9月22日)
国家公安委員会告示第15号)

改正 平成25年11月13日国家公安委員会告示第41号

注 交通安全教育指針は、平成25年国家公安委員会告示第41号により改正、平成25年12月1日から施行。(改正に係る部分を収録。)

第2章 交通安全教育の内容及び方法

第1節 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとし、また、4に定めるところにより幼児の保護者に対して交通安全教育を実施する。

1 幼児に対する交通安全教育の目的 [略]

2 幼児に対する交通安全教育の内容

(1)・(2) [略]

(3) 自転車に乗車する場合の心得

ア 目標

基本的な交通ルール等を理解させることにより、安全に自転車に乗車することができるようにする。

イ 内容

自転車に乗車する場合は、乗車用ヘルメットを着用し、シートベルトを備えている幼児用座席ではシートベルトを着用するように指導する。また、幼児用座席ではみだりに動いたり、ハンドルに触れるなど運転操作の支障になるような行動をとったりしないように指導する。

(4) 自動車等に関して知っておくべき事項

ア 目標

[略]

イ 内容

[略]

(5) 交通事故の場合の措置

ア 目標

[略]

イ 内容

[略]

3 幼児に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項 [略]

4 幼児の保護者に対する交通安全教育の実施

幼児が交通ルール等を理解することができず常に保護を必要とする段階はもちろん、基本的な交通ルール等を理解できる段階にあっても、幼児に対する父母等の保護者の影響力は極めて大きいことから、保護者に対する交通安全教育に重点を置く必要がある。このため、幼児の保護者が日頃から交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することにより、幼児に手本を示すとともに、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識について指導し、これを実践させることが不可欠である。

そこで、指導者は、保護者に対して交通安全教育を実施する機会を設けるほか、幼児に対する交通安全教育を実施する場合は、できる限り保護者の同伴を求め、また、保護者が参加できない場合は、幼児に対する交通安全教育において保護者が果たすべき役割、幼児に指導すべき事項等について記載した資料を幼児に持ち帰らせるなどにより保護者に対する交通安全教育を行う。

なお、具体的には、以下の内容を指導する。

(1)~(3) [略]

(4) 幼児が安全に自転車に乗車するために必要な事項

自転車は駐停車時でも転倒の危険があるので、自転車に乗り降りする場合は、平坦な場所においてスタンドを使用するなど、保護者が十分な注意を払い、周囲の安全を確認してから幼児を乗り降りさせるようにするとともに、自転車から降りる場合は、幼児が急に道路に飛び出さないように注意するよう指導す

る。また、幼児を自転車に乗車させる場合は、乗車用ヘルメットを着用させるだけでなく、シートベルトを備えている幼児用座席ではシートベルトを着用させるようにすること及び幼児が幼児用座席でみだりに動いたり、ハンドルに触れるなど運転操作の支障になるような行動をとったりしないように注意することを指導する。

- (5) 幼児が交通事故に遭った場合に関する措置
【略】

第2節 児童に対する交通安全教育

児童に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとし、また、4に定めるところにより児童の保護者に対しての交通安全教育を実施する。

- 1 児童に対する交通安全教育の目的 【略】

- 2 児童に対する交通安全教育の内容

- (1)～(3) 【略】

- (4) 自転車の利用者の心得

ア 目標

【略】

イ 内容

- (ア) 【略】

- (イ) 自転車に乗るに当たっての心得

ブレーキが故障している場合、夜間に尾灯及び反射器材が付いていない場合等の自転車に乗ってはならない場合があることを理解させる。また、体格に合わない自転車に乗らないようにすること、二人乗り等の危険な乗り方をしないようにすること、自転車で荷物を積む場合は、視野が妨げられたり、自転車の安定が悪くなったりするような積み方をしないようにすること、目立つ色の服装をすること及び反射材用品等を着用することを指導する。

- (ウ)・(エ) 【略】

- (オ) 自転車の通る所

自転車の通る所に関して以下の事項を理解させる。

- a 【略】

- b 道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通行することができること。

- c～e 【略】

- (カ)～(ケ) 【略】

- (5)・(6) 【略】

- 3・4 【略】

第5節 成人に対する交通安全教育

- 1 免許取得時の交通安全教育 【略】

- 2 免許取得後の交通安全教育

免許取得後の交通安全教育は、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとおりとする。

- (1) 【略】

- (2) 免許取得後の交通安全教育の内容

ア 【略】

イ 二輪車の運転者に対する交通安全教育

二輪車は、体で安定を保ちながら走り、停止すれば安定を失うという構造上の特性を持っている。また、二人乗りと一人乗りとでは運転特性に違いがみられる面がある。さらに、二輪車の動きは他の自動車等の運転者から見えにくい場合がある。

そこで、二輪車の運転者に対する交通安全教育においては、これらの二輪車の特徴を踏まえ、アの四輪車の運転者に対する交通安全教育の内容のうち二輪車の運転に必要なものに加え、以下の事項を指導する。

- (ア) 運転に関する基本的事項の再教育

- a 目標

【略】

b 内容

(a) 服装の点検

運転に適した服装、プロテクター及び乗車用ヘルメットについて説明し、実際に受講者に着用させるなどして、服装を点検することの必要性及び着用方法を理解させる。

(b)～(h) [略]

(i)～(オ) [略]

(3) [略]

3 業務用自動車運転者に対する交通安全教育 [略]

4 歩行者等に対する交通安全教育

歩行者等に対する交通安全教育は、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとおりとする。

(1) [略]

(2) 歩行者等に対する交通安全教育の内容

歩行者等に対する交通安全教育においては、以下の事項を説明するなどして、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの必要性を再確認させる。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者等として安全に道路を通行するために習得する必要がある事項を教則第2章及び第3章の内容に沿って指導する。

ア [略]

イ 自転車の利用者の心得

(ア)～(ウ) [略]

(エ) 正しい駐車方法

(オ) 交通事故により生じた損害を賠償するための保険等への加入の必要性

ウ [略]

(3) [略]

附 則 [平成25年11月13日国家公安委員会告示第14号]

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成25年12月1日）から施行する。

○お詫びと訂正

この度は、「平成二五年版 交通小六法」を、お買い求めいただき、誠にありがとうございます。

本書刊行後に、「道路交通法第百十条第一項の規定に基づき、国家公安委員会が指定する自動車専用道路を定める件」(八〇九頁～八一頁)につきまして、誤りが見つかりましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、二五頁～二七頁に差し替えさせていただきます。

また、「届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則」別記様式(六二八頁～六二九頁)につきましても、誤りが見つかりましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、二八頁～二九頁に差し替えさせていただきます。

道路交通法第百十条第一項の規定に基づき、国家公安委員会が指定する自動車専用道路を定める件

十三号	湯沢市から横手市まで	二百二十七号	千葉県安房郡富浦町から富津市まで	四百九号	川崎市から木更津市まで
十四号	東京都江戸川区から千葉市まで	百三十八号	富士吉田市から静岡県駿東郡小山町まで	四百五十号	北海道十川郡比布町から同道紋別郡
十六号	横浜市から町田市まで	百三十九号	富士市から富士宮市まで	四百六十六号	東京都世田谷区から横浜市まで
二十五号	横須賀市から横浜市まで	百五十八号	大野市から郡上市まで	四百六十八号	海老名市から厚木市まで
二十六号	亀山市から天理市まで	百六十五号	大野市清見町から同市上切町まで	四百七十七号	八王子市から北本市まで
二十八号	堺市翁橋町から同市浜寺船尾町東まで	百六十六号	羽曳野市から大阪府南河内郡太子町まで	四百六十八号	つくば市から稲敷市まで
二十九号	神戸市から鳴門市まで	百九十六号	大阪府南河内郡太子町から奈良県北葛城郡新庄町まで	四百七十四号	久喜市菖蒲町から同市下早見まで
三十四号	姫路市太市中から同市石倉まで	二百十三号	大分県速見郡日出町から梓築市まで	四百七十五号	東金市から木更津市まで
四十二号	岡山県都窪郡早島町から放出市まで	二百三十三号	延岡市高野町から同市北方町まで	四百七十八号	飯田市山本から同市川路まで
四十五号	長崎県西彼杵郡多良見町から長崎市まで	二百三十五号	深川市から留萌市まで	四百七十九号	新城市から浜松市まで
四十七号	高山市上切町から同市国府町まで	二百三十六号	苫小牧市から北海道沙流郡日高町まで	四百八十一号	豊田市から岡崎市まで
四十八号	御坊市から和歌山県有田郡吉備町まで	二百四十七号	北海道河西郡芽室町から同郡更別村まで	四百八十三号	大垣市から岐阜県養老郡養老町まで
四十九号	仙台市から宮城県宮城郡利府町まで	二百七十一号	平塚市から厚木市まで	四百八十五号	宮津市から京都府船井郡京丹波町才原野田まで
五十号	宮城県宮城郡松島町から登米市まで	三百八号	東大阪市から奈良県市まで	四百八十八号	京都市から京都府船井郡京丹波町才原野田まで
五十六号	八戸市から青森県上北郡おいらせ町まで	三百一十二号	宮津市喜多から同市須津まで	四百九十七号	京都市から京都府船井郡京丹波町須知岩山から
五十七号	青森県上北郡六戸町から同郡東北町まで	三百一十七号	兵庫県朝来郡和田山町から姫路市まで	五百六号	同府久世郡久御山町まで
五十八号	宮城県宮城郡利府町から同県黒川郡富谷町まで	三百一十四号	今治市から尾道市まで	二	松江市下東川津町から同市矢田町まで
五十九号	須崎市神田から同市下分まで	三百七十三号	長崎県新地町から同市早坂町まで	二	美鈴市美東町駿木から同町赤まで
六十号	大洲市北只から同市東大洲まで	三百七十五号	岡山県英田郡西栗倉村大字影石から同村大字坂根まで	二	福岡市から前原市まで
六十一号	大仙市内小友から同市和合まで	三百七十五号	鳥取県八頭郡智頭町駒塚から同町市瀬まで	二	長崎県北松浦郡佐々町から武雄市まで
六十二号	新潟市曾根から同市山田まで	三百七十五号	鳥取県八頭郡智頭町駒塚から同町市瀬まで	二	豊見城市から沖縄県中頭郡西原町まで
六十三号	日光市から宇都宮市まで	三百七十五号	鳥取県八頭郡智頭町駒塚から同町市瀬まで	二	豊見城市から沖縄県中頭郡西原町まで
六十四号	千葉県匝瑳郡光町から千葉市まで	三百七十五号	東広島市西条町から同市高屋町まで	二	豊見城市から沖縄県中頭郡西原町まで

下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分

路線名	区間
国道青森東北 線	青森市大字諏訪沢から同市大字三本木まで
国道八戸野辺 地線	青森県上北郡おいらせ町から同郡六戸町まで
国道仙台台松島 線	宮城県宮城郡利府町から同郡松島町まで
国道大衡落合 線	宮城県黒川郡大衡村松の平から同村奥田まで
国道矢吹小野 線	福島県西白河郡矢吹町から同県田村郡小野町まで
国道常陸那珂 港南線	ひたちなか市阿字ヶ浦から同市部田野まで
国道横須賀三 崎	横須賀市衣笠町から同市林まで
国道本町山中 線	横須賀市汐入町から同市山中町まで
国道山脇大谷 線	静岡市葵区下から同区豊地まで
国道半田南知 多公園線	半田市から愛知県知多郡南知多町まで
国道下府江津 線	江津市敬川町三百五十二番一から同町八十八番まで
国道名古屋半 田線	名古屋市中から半田市まで
国道碧南半田 常滑線	半田市から常滑市まで
国道日進瀬戸 線	日進市から愛知県愛知郡長久手町まで
国道中部国際 空港線	常滑市セントレアから同市多屋まで

府道美原太子 線	大阪府南河内郡美原町から羽曳野市まで
国道出雲イン ター線	出雲市知井宮町から同市東袖西町まで
国道山口宇部 線	山口市から宇部市まで
国道長崎イン ター線	長崎市早坂町千八十六番一地先から同町千七百十七番二地先まで
国道糸原料築 線	大分県東国東郡安岐町から杵築市まで
国道指宿鹿兒 島インター線	鹿兒島市山田町から同市西別府町まで

三 次の表の上欄に掲げる市町村道（道路法第三条第四号に規定する市町村道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分

市道安瀬戸畑 一号線	北九州市若松区から同市戸畑区まで
---------------	------------------

四 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第四号に規定する首都高速道路及び阪神高速道路並びに道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十二条第一項に規定する指定都市高速道路で高速自動車国道に接続しているもの

附則

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十号）附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成十一年十一月一日）から施行する。

道路交通法第百十條第一項の規定に基づき、国家公安委員会が指定する自動車専用道路を定める件

別記様式第1号（第2条関係）

公安委員会 殿 申請者 住所 氏名	年月日 ⑩
教習課程の指定申請書	
指定を受けようとする教習の課程に係る届出自動車教習所の名称及び所在地	-----
指定を受けようとする教習の課程	
添付書類	

- 備考
- 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
 - 3 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第3条関係）

第 号 指 定 書 名 称 所在地	第1項第1号ハ、 第2項第1号ハの規定により、上記の 道路交通法施行令第33条の6 第4項第1号ハ、 第1項第1号ハ、 第2項第1号ハ、 第4項第1号ハ、 教習課程（大型） 教習課程（中型） 教習課程（大自三） 教習課程（大自二種） 教習課程（大自二種） 教習課程（中自二種） 教習課程（普通二種） 教習課程（普通）
届出自動車教習所が行う教習の課程	を指定
する。	年 月 日 公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号 (第5条関係)

第 号	終 了 証 明 書	
写真 抽出し スタンプ	住 所 氏 名	年 月 日 住 生
上記の者は、	年 月 日 道 路 交 通 法 施 行 令 第 33 条 の 6	(大 型) 教 習 課 程 (中 型) 教 習 課 程 (普 通) 教 習 課 程 (大 自 行 車) 教 習 課 程 (大 型) 教 習 課 程 (中 型) 教 習 課 程 (普 通) 教 習 課 程)
第1項第1号ハ 第2項第1号ハ 第4項第1号ハ	の 規 定 に よ り 指 定 を 受 け た 教 習 の 課 程	(大 型) 教 習 課 程 (中 型) 教 習 課 程 (普 通) 教 習 課 程 (大 自 行 車) 教 習 課 程 (大 型) 教 習 課 程 (中 型) 教 習 課 程 (普 通) 教 習 課 程)
を 終 了 し た 者 で あ る こ と を 証 明 す る 。	所 在 地 名 地 称 管 理 者	年 月 日
印		

備考 1 写真は、終了前6月以内に撮影した無帽、正面、上半分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則

別記様式第4号 (第8条関係)

指 定 取 消 通 知 書	年 月 日
住 所	般
公安委員会	印
(大 型) 教 習 課 程 (中 型) 教 習 課 程 (普 通) 教 習 課 程 (大 自 行 車) 教 習 課 程 (大 型) 教 習 課 程 (中 型) 教 習 課 程 (普 通) 教 習 課 程)	(大 型) 教 習 課 程 (中 型) 教 習 課 程 (普 通) 教 習 課 程 (大 自 行 車) 教 習 課 程 (大 型) 教 習 課 程 (中 型) 教 習 課 程 (普 通) 教 習 課 程)
下 記 の 理 由 に よ り、 の 行 う 教 習 の 課 程	の 指 定 を 取 り 消 し た の で 通 知 し ま す 。
指 定 番 号	由
理	由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

●交通違反の点数一覧表 1 (一般違反行為) (平成25年11月政令第310号改正後)

交通違反の種類		点数	酒気帯び*点数 0.15以上 0.25未満 (mg/ℓ)	交通違反の種類		点数	酒気帯び*点数 0.15以上 0.25未満 (mg/ℓ)	
無	免 許 運 転	25		消 音 器 不 備	2	14		
酒気帯び運転*	0.25 以上 (mg/ℓ)	25		大型自動二輪車等乗車方法違反	2	14		
	0.15以上0.25未満(mg/ℓ)	13		高速自動車国道等指路命令違反	2	14		
過 労 運 転 等		25		本線車道横断等禁止違反	2	14		
共同危険行為等禁止違反		25		高速自動車国道等運転者遵守事項違反	2	14		
大型自動車等無資格違反		12	19	免 許 条 件 違 反	2	14		
飯 免 許 運 転 違 反		12	19	番 号 標 表 示 義 務 違 反	2	14		
無 車 検 査 運 行		6	16	混 雑 線 和 指 路 命 令 違 反	1	14		
無 保 険 運 行		6	16	通 行 許 可 条 件 違 反	1	14		
速度超過	50 km 以上	12	19	通 行 許 可 条 件 違 反	1	14		
	30 km 以上 50 km 未 満	6	16	路 線 バ ス 等 優 先 通 行 帯 違 反	1	14		
	高 速	40km以上50km未 満	6	16	軌 道 敷 内 違 反	1	14	
		30km以上40km未 満	3	15	道 路 外 出 右 左 折 方 法 違 反	1	14	
	25 km 以上 30 km 未 満	3	15	道 路 外 出 右 左 折 合 國 車 妨 害	1	14		
	20 km 以上 25 km 未 満	2	14	指 定 横 断 等 禁 止 違 反	1	14		
積載物重量制限超過	20 km 未 満	1	14	車 間 距 離 不 保 持	1	14		
	10割以上	6	16	進 路 変 更 禁 止 違 反	1	14		
	大 型 等	大 型 等	3	15	追 付 け だ れ た 車 両 の 義 務 違 反	1	14	
		普 通 等	3	15	兼 合 自 動 車 発 進 妨 害	1	14	
	5割以上10割未 満	2	14	割 込 み	1	14		
10割未 満	2	14	交 差 点 右 左 折 方 法 違 反	1	14			
放置駐車違反	5割未 満	1	14	交 差 点 右 左 折 等 合 國 車 妨 害	1	14		
	駐 停 車 禁 止 場 所 等	3		指 定 通 行 区 分 違 反	1	14		
	駐 車 禁 止 場 所 等	2		交 差 点 優 先 車 妨 害	1	14		
	駐 車 禁 止 場 所 等	2		緊 急 交 差 点 車 妨 害 等	1	14		
保管場所法違反(道路使用)		3		交 差 点 等 進 入 禁 止 違 反	1	14		
保管場所法違反(長時間駐車)		2		無 火 災 警 報 器	1	14		
警察官現場指示違反		2	14	減 光 等 義 務 違 反	1	14		
警察官通行禁止制限違反		2	14	合 國 不 履 行	1	14		
信号無視		2	14	合 國 制 限 違 反	1	14		
通行禁止違反		2	14	警 音 器 吹 鳴 義 務 違 反	1	14		
歩行者用道路徐行違反		2	14	乗 車 積 載 方 法 違 反	1	14		
通行区分違反		2	14	定 員 大 き 乗 車	1	14		
歩行者側方安全間隔不保持等		2	14	積 載 物 大 き さ 制 限 超 過	1	14		
急ブレーキ禁止違反		2	14	積 載 方 法 制 限 超 過	1	14		
法定横断等禁止違反		2	14	制 限 外 許 可 条 件 違 反	1	14		
高速自動車国道等車間距離不保持		2	14	引 率	1	14		
追 越 し 違 反		2	14	原 付 牽 引 違 反	1	14		
路面電車後方不停止		2	14	転 落 等 防 止 措 置 義 務 違 反	1	14		
踏 切 不 停 止 等		2	14	転 落 積 載 物 等 危 険 防 止 措 置 義 務 違 反	1	14		
しゃ断踏切立入り		2	14	安 全 不 確 認 ド ア 開 放 等	1	14		
優先道路通行車妨害等		2	14	停 止 措 置 義 務 違 反	1	14		
交差点安全進行義務違反		2	14	初 心 運 転 者 等 保 護 義 務 違 反	1	14		
横断歩行者等妨害等		2	14	座 席 ベ ル ト 表 着 義 務 違 反	1	14		
徐 行 場 所 違 反		2	14	幼 児 用 補 助 装 置 使 用 義 務 違 反	1	14		
指定場所一時不停止等		2	14	乗 車 用 ヘルメット着用義務違反	1	14		
駐停車違反	駐 停 車 禁 止 場 所 等	2		初 心 運 転 者 標 識 表 示 義 務 違 反	1	14		
	駐 車 禁 止 場 所 等	1		聴 覚 障 害 者 標 識 表 示 義 務 違 反	1	14		
	駐 車 禁 止 場 所 等	1		最 低 速 度 違 反	1	14		
整備不良	制 動 装 置 等	2	14	本 線 車 道 通 行 車 妨 害	1	14		
	尾 燈 等	1	14	本 線 車 道 緊 急 車 妨 害	1	14		
安全運転義務違反		2	14	本 線 車 道 出 入 方 法 違 反	1	14		
幼児等通行妨害		2	14	牽 引 自 動 車 本 線 車 道 通 行 帯 違 反	1	14		
安全地帯徐行違反		2	14	故 障 車 両 表 示 義 務 違 反	1	14		
騒音運転等		2	14	飯 免 許 練 習 標 識 表 示 義 務 違 反	1	14		
携帯電話使用等	通 信 の 危 険 保 持	1	14					

(注) *は、呼気1ℓ当たりのアルコール濃度を表します。

交通違反の点数一覧表